

松戸市新型コロナウイルスワクチン訪問接種円滑化業務実施について(1・2回目)

実施段階	訪問接種実務	提出書類
<p style="text-align: center;">申請</p> 	<p>◆本人・家族に接種意思があるか確認。</p> <p>※ワクチン接種は、希望する人が受けるもので、全員に接種を強要するものではありません。</p> <p>◆申請の要件 被接種者が以下の要件の両方にあてはまる場合申請の対象となる。</p> <p>(1)寝たきり状態等で自宅療養しており、介助を受けても接種会場への移動が困難である方</p> <p>(2)かかりつけ医の訪問による接種を受けることができない方で、かかりつけ医から接種の許可を受けている方</p> <p>◆本人・家族に対し、訪問接種及び個人情報等の取扱い(申請書兼同意書に被接種者記入欄記載のとおり)について説明する。</p> <p>◎新型コロナウイルスワクチン接種に関してかかりつけ医の許可を必ず得ること。</p> <p>◆申請書兼同意書の提出(郵送又は持参)により、申請する。</p> <p>※被接種者記入欄については必ず被接種者の自署によること(代筆可)。 ※申請内容について市が問い合わせる場合があります。また、内容によって、訪問接種ができない場合もあります。</p> <p>◆申請の後、市が接種医療機関とのマッチングを行う。マッチングの準備ができれば新型コロナウイルスワクチン接種担当室から連絡がくる。</p>	<p>提出書類</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※申請前にかかりつけ医での接種が可能か必ず確認してください。かかりつけ医での接種が可能な場合、そちらでの接種を優先してください。</p> </div> <p>◆(様式1)松戸市新型コロナウイルスワクチン訪問接種申請書兼同意書の提出(郵送又は持参)</p> <p>◆(様式2)訪問接種医に対する被接種者情報提供書の提出</p> <p>◆請書等(申請書提出後、市から送付)の記入及び提出(郵送又は持参)</p>

(様式2)は、(様式1)とまとめてご提出いただくことも可能です。

実施段階	訪問接種実務	提出書類
 	<p>◆市から接種医療機関及び接種の予定日時（1、2回目）について連絡するので、被接種者と申請したケアマネジャー等^{※1}自身の接種時の立会いが可能となるよう調整を行う（概ね接種予定日の2週間前までに連絡します）。</p> <p>※1 相談支援専門員等を含む</p> <p>※担当ケアマネジャー等^{※1}の立会いを原則とするが、立会いが難しい場合、以下の者の立会いでも可とする。</p> <p>①同一事業所内のケアマネジャー等^{※1}</p> <p>（事前に担当のケアマネジャー等^{※1}との情報共有をしておくこと）</p> <p>②被接種者の家族等</p> <p><u>（ただし、被接種者に代わり医師からの質問に答えられる方。例：飲んでいるお薬、既往歴等）</u></p> <p>※①,②すべてで立会いが不可である場合は市に相談すること。</p> <p>◆上記の調整が終了したら、訪問接種時立会い調整完了届（様式3）を提出する。</p> <p>◆市や接種医療機関から被接種者の状態等について、詳細に聞かれる場合もあるので、可能な限り伝える。</p> <p><u>※訪問接種の準備・留意事項のお知らせ(別紙)も参照し、準備に遺漏がないよう確認すること。</u></p> <p>◆被接種者のかかりつけ医にも接種日時を伝える。</p>	<p>◆訪問接種時立会い調整完了届(様式3)を提出。</p>

実施段階	訪問接種実務	提出書類
<p>1回目接種時立会い</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ◆接種当日、接種予定時刻より早めに被接種者宅へ伺い、接種医療機関を迎える準備をする（予診票に記入漏れがないか等の確認）。 ◆予診・接種を実施。その後経過観察（15分or30分）。 ◆経過観察時間中も立会いを続ける。 ◆経過観察時間中、被接種者の体調が崩れた場合、医師の指示の元、可能な範囲で対応する。 ◆経過観察後、被接種者の体調に問題なければ、解散。 	
<p>1回目接種後</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ◆接種翌日、本人又は家族等に連絡又は訪問し、副反応の状況等を確認。強く副反応があるようであれば、かかりつけ医に相談するように促す。 ◆強く副反応があり、かかりつけ医の診察を受けた場合は、かかりつけ医に2回目接種を実施してよいか相談すること。 <p>※強い副反応等により、かかりつけ医から2回目の接種を見合わせたほうが良いとなった等の理由で2回目接種を実施しない場合は接種医療機関及び松戸市新型コロナウイルスワクチン接種担当室に連絡すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆訪問接種実施連絡票（様式4）の提出

実施段階	訪問接種実務	提出書類
<p>2回目接種 時立会い</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ◆接種当日、接種予定時刻より早めに被接種者宅へ伺い、接種医療機関を迎える準備をする（予診票に記入漏れがないか等の確認）。 ◆予診・接種を実施。その後経過観察（15分or30分）。 ◆経過観察時間中も立会いを続ける。 ◆経過観察時間中、被接種者の体調が崩れた場合、医師の指示の元、可能な範囲で対応する。 ◆経過観察後、被接種者の体調に問題なければ、解散。 	
<p>2回目接種 後</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆接種翌日、本人又は家族等に連絡又は訪問し、副反応の状況等を確認。強く副反応があるようであれば、かかりつけ医に相談するように促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆訪問接種実施連絡票（別紙4）の提出 ◆訪問接種実績報告書及び請求書等 （上記連絡票の提出後、市からメールで添付送付）の提出（郵送又は持参）